

○道路交通法第75条の2第2項及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限の運用基準等に関する事務処理要領の制定について（例規通達）

平成18年6月13日群本例規第27号（交指）警察本部長

改正

平成19年7月群本例規第21号（交指）

平成28年3月群本例規第8号（監）

平成29年3月群本例規第4号（交企）

令和3年3月12日群本例規第8号（務）

道路交通法第75条の2第2項及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限の運用基準等に関する事務処理要領を別添のとおり定め、平成18年6月1日から適用することとしたから、部下職員に対し徹底した指導を行い、この制度の円滑な推進と運用事務処理の万全を期されたい。

別添

道路交通法第75条の2第2項及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限の運用基準等に関する事務処理要領

## 第1 総則

### 1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第75条の2第2項及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法（以下「読み替え後の道路交通法」という。）第75条の2第2項の規定による車両の使用制限の運用基準等に関し必要な事項を定める。

### 2 用語の意義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

#### (1) 車両の使用者

車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、及び管理する者のことをいう。

#### (2) 基準日

公安委員会が車両の使用者に対し放置違反金納付命令をした場合において、当該放置違反金納付命令に係る標章が取り付けられた日をいう。

#### (3) 放置関係使用制限命令

法第75条第2項（同条第1項第7号に規定する行為に係る部分に限る。）若しくは第75条の2第2項又は道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正前の法第75条の2第1項（同法第51条の4（同法第75条の8第3項において準用する場合を含む。）の規定による指示に係る部分に限る。）の規定による命令をいう。

#### (4) 基準本拠

基準日における車両の使用の本拠をいう。

#### (5) 基準代行業

公安委員会が車両（随伴用自動車を除く。）の使用者である自動車運転代行業者に対し放置違反金納付命令をした場合において、当該自動車運転代行業者が営む自動車運転代行業をいう。

## 第2 法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限の処分基準該当性判断に当たっての留意事項及び処分量定の細目基準

### 1 処分基準該当性判断に当たっての留意事項

#### (1) 前歴の回数の計算に当たっての留意事項

ア 前歴の回数は、基準日前1年以内に使用者が放置関係使用制限命令を受けた回数を計算することとする。この場合において、放置関係使用制限命令を受けた回数とは、当該放置関係使用制限命令に係る運転禁止期間の開始の日の回数であり、基準日前1年に当たる日において既に運転禁止期間が開始しているときは、前歴の回数に含まれない。

イ 基準日の時点では基準本拠以外において使用している車両又は使用者が使用していない車

両であっても、基準日前1年以内に基準本拠において使用している車両として放置関係使用制限命令を受けている場合は、当該放置関係使用制限命令を前歴の回数に含めて計算することとする。

(2) 基準日前6月以内に受けた放置違反金納付命令の回数通算についての考え方

使用制限命令の基礎となる放置違反金納付命令は、基準日前6月以内に放置違反金納付命令書が使用者に送達されたものである必要があることから、その回数通算は、次により行うものとする。

ア 放置違反金納付命令書の送達を公示送達により行った場合は、放置違反金納付命令書の掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなされることを考慮し、基準日から起算して前7日目に当たる日以降に発出された放置違反金納付命令については、回数通算の対象から除外すること。

イ 仮納付があった場合の公示による放置違反金納付命令は、掲示を始めた日から起算して3日を経過した日に効力を生ずるものとされているが、書面による放置違反金納付命令を行った場合との均衡を考慮し、基準日から起算して前7日目に当たる日以降に掲示を始めた放置違反金納付命令については、回数通算の対象から除外すること。

ウ 基準日前6日目に当たる日前に発出された放置違反金納付命令についても、同日以降に使用者に送達されることがあり得るところであるが、正確な送達時期が確定できないことにかんがみ、同日以降に発出され、又は掲示を始めた放置違反金納付命令のみを回数通算の対象とすること。

2 処分量定基準

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の8に規定する車両の使用制限命令の処分基準に該当することとなった車両の使用者に対する使用制限命令の処分期間の具体的量定は、当該使用者の前歴の回数、基準日前6月以内に受けた当該車両を原因とする放置違反金納付命令の回数及び車両の種類に応じ、別表第1に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、令第26条の8に定める期間の範囲内で、下記3に定めるところにより、処分を加重、軽減又は免除することができることとする。

3 処分の加重、軽減又は免除

(1) 処分を加重することができる場合

使用者が下命・容認若しくはこれに準ずる行為又は放置駐車違反を誘発するような行為をしたと認められる場合は、その悪性に照らして、相当な範囲で、処分期間を加重することができるものとする。

(2) 処分を軽減することができる場合

次に掲げる事情のいずれかがある場合において、使用者の運行管理の改善が期待できるときは、処分期間の2分の1を超えない範囲で処分期間を軽減することができるものとする。

ア 処分により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められる場合

イ 前歴及び免除歴（基準日前1年以内に、基準本拠において使用する車両について、法第75条の2第2項の規定による使用制限命令の基準に達したにもかかわらず、下記(3)の適用により処分を免除されたことをいう。以下同じ。）がなく、かつ、被処分者の使用する自動車の台数が少ないため事業活動等に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる場合

ウ その他情状酌量すべき事情がある場合

(3) 処分を免除することができる場合

次に掲げる事情のいずれにも該当する場合は、処分を免除することができるものとする。

ア 前歴及び免除歴がない場合

イ 基準日前6月以内に受けた放置違反金納付命令の回数が3回で、かつ、処分を決定しようとする時点において、すべての放置違反金納付命令について、放置違反金の滞納がない場合

ウ 使用者が具体的な再発防止策を提示している場合等放置駐車違反を防止するための運行管理の顕著な改善が十分に期待できる場合

(4) 処分の加重、軽減又は免除を行うに当たっての留意事項

処分の加重、軽減又は免除を行うに当たっては、次の事項について留意するものとする。

ア 処分の加重、軽減又は免除を行う場合は、被処分者に車両を使用させることの危険性を慎

重に検討した上で、社会的に相当と認められる範囲内で行うこと。

イ 処分の免除の判断は、特に慎重に行うこと。

ウ 同一条件にある被処分者に対して不公平な取扱いとならないように配慮すること。

### 第3 法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令に関する事務処理要領

#### 1 使用制限基準該当性の確認

##### (1) 放置違反金納付命令書・使用制限書の確認

交通部交通指導課長（以下「交通指導課長」という。）は、放置駐車違反管理システムにより、法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令の基準に該当する車両（以下「基準該当車」という。）について、警察庁からの通報を受理した場合は、当該車両に係る放置違反金納付命令書及び使用制限書の写しを取り寄せ、基準該当性に誤りがないか否か確認するものとする。

##### (2) 基準該当車の現状確認

交通指導課長は、上記(1)により、基準該当性に誤りがないことを確認した場合は、基準該当車の使用者、使用者の本拠の位置等について、変更がされていないかどうか、自動車登録ファイル等を再確認するものとする。

#### 2 車両使用制限命令事案報告書の作成等

交通指導課長は、前記1の規定による使用制限該当性の確認をした場合は、次により処理するものとする。

(1) 基準該当車について法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令の基準を満たしており、かつ、県内に当該基準該当車の使用の本拠があると認められる場合は、下記3から6までの規定により、使用制限命令の進めを進めることとする。この場合において、車両使用制限命令事案報告書（別記様式第1号）を作成し、事案の処理の経緯を明らかにしておくこと。

(2) 法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令の基準を満たさないと認める場合又は基準該当車が滅失し、使用者が変更されているなどにより使用制限命令を行うことができない場合は、手続を打ちきること。

(3) 使用制限命令の基準は満たすと認められるが、基準該当車の使用の本拠が既に他の都道府県に移転していると認められる場合は、当該都道府県に事案を移送すること。

#### 3 処分量定

交通指導課長は、前記第2の1及び2に定める基準に基づき審査し、処分の量定を行うものとする。

#### 4 関係行政庁に対する意見聴取

交通指導課長は、使用制限命令をしようとする場合において、当該使用制限命令に係る車両の使用者が道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者（旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業を営業者）又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）の規定による第二種貨物利用運送事業を営業者であるときは、車両の使用制限に関する意見照会書（群馬県道路交通法施行細則（昭和54年群馬県公安委員会規則第1号。以下「細則」という。）別記様式第23の3）により、関東運輸局群馬運輸支局長を経由して関東運輸局長に通知し、意見を聴取するものとする。

#### 5 聴聞手続

##### (1) 総説

交通指導課長は、法第75条の2第3項において準用する第75条第5項から第8項までの規定、行政手続法（平成5年法律第88号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。）の定めるところによるほか、次により行うものとする。

##### (2) 聴聞の通知、公示等

ア 交通指導課長は、聴聞通知書の発出に当たっては、あらかじめ、使用制限命令の基礎となる放置違反金納付命令の原因となった違反について、違反行為をした運転者が反則告知又は交通切符による検挙（以下「反則告知等」という。）を受けていないかどうかを確認すること。この場合において、当該運転者が反則告知等を受けているときは、聴聞通知書の発出並びに聴聞の期日及び場所の公示をしばらく保留して、放置違反金納付命令が取り消されるこ

ととなるかどうかを見極めること。

イ 処分基準に該当する車両の使用者に対する聴聞の通知は、聴聞が行われる日の1週間前までに、聴聞規則に規定する聴聞通知書により、対象車両の使用の本拠の所在地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を通じて行うものとする。この場合において、署長は、受領書（別記様式第2号）を徴して、交通指導課長へ送付するものとする。

ウ 聴聞の期日及び場所の公示は、別記様式第3号により、群馬県公安委員会の公告式に関する規則（昭和37年群馬県公安委員会規則第12号）に規定する掲示板に掲示して行うものとする。ただし、当事者の所在が判明しない場合は、行政手続法第15条第3項の規定により、別記様式第4号により公示し、これを行うものとする。

## 6 処分決定

### (1) 処分要件の再確認

ア 処分を決定しようとする場合は、公安委員会の決裁を受けようとする日の前日に、当該処分の基礎となる放置違反金納付命令について、取消しが行われていないか、再度確認を行うこと。この場合において、取り消しが行われていて、処分要件を欠くこととなるときは、手続を打ちきること。

イ 使用制限命令の決定後に、当該処分の基礎となった放置違反金納付命令が法第51条の4第16項の規定により取り消されるに至ったとしても、使用制限命令の効力に影響はないことに留意すること。

### (2) 使用制限の執行依頼等

ア 聴聞後、処分決定前に、処分対象車両の使用の本拠が他の都道府県に移転された場合は、当該都道府県警察に車両使用制限事案報告書の写し、処分量定に関する意見について記載した書類その他関係書類を添付し、事案を送付すること。

イ 他の都道府県公安委員会から使用制限の執行依頼を受けたときは、前記第3の5の手続により、改めて聴聞を行わなければならないことに留意すること。

## 7 処分執行

### (1) 処分執行者

処分執行は、署長が行うこととする。

### (2) 処分執行要領

#### ア 使用制限書の交付

交通指導課長は、公安委員会が処分決定をした事案については、車両の使用制限書（細則別記様式第23の4。以下「使用制限書」という。）を作成し、車両の使用制限命令に係る聴聞の通知を行政手続法第15条第3項に規定する方法により行うこと。

なお、使用制限命令自体は、非要式行為であるから、使用制限書の受領を拒否されたとしても、口頭により命令の内容を伝達すれば、命令の効力に影響はないことに留意すること。

#### イ 使用制限書及び標章の送付

交通指導課長は、公安委員会が処分決定をした場合は、署長に使用制限執行指示書（別記様式第5号）、使用制限書及び運転禁止標章（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「法規則」という。）別記様式第5の3）を送付するものとする。

#### ウ 処分の執行

使用制限書及び運転禁止標章の送付を受けた署長は、速やかに処分に係る車両の使用者（以下「被処分者」という。）に対して、運転禁止の期間欄に禁止を命じた期間を記入した使用制限書を交付するとともに、当該処分に係る車両の前面の見やすい箇所に運転禁止標章をはり付けて執行するものとする。

被処分者に、執行報告書請求欄へ所定事項を記入させるものとする。

使用制限を執行する場合は、当該処分に係る車両の所在を確認し、車両の使用制限書の交付及び標章のはり付けを同時に実施するものとする。

#### エ 処分執行結果等の報告

(ア) 処分執行を行った署長は、車両使用制限処分執行報告書（別記様式第6号）により、交通指導課長を経て公安委員会に報告するものとする。

(イ) 署長は、被処分者が所在不明、処分に係る車両の転売又は廃車その他の理由により

処分を執行できない場合は、使用制限執行不能報告書（別記様式第7号）により本部長に報告するものとする。

オ 他の都道府県警察に対する処分執行依頼

(ア) 交通指導課長は、対象車両の使用の本拠が他の都道府県警察の管轄区域内にある場合は、当該都道府県警察に対し、車両使用制限処分執行依頼書（細則別記様式第23の5）、使用制限書、運転禁止標章その他関係書類を添付して処分の執行を依頼するものとする。

(イ) 他の都道府県警察から処分執行の依頼を受けた場合は、前記イからエに準じて速やかに処分執行するものとする。この場合において、交通指導課長は、その結果を、前記エに準じて、処分執行の依頼をした都道府県警察に連絡するものとする。

カ 関係記録の保存

(ア) 処分を執行した事案の関係書類は、処分年月日順に整理し、処分執行の日から3年間保存すること。

(イ) 処分決定をしたが、被処分者が所在不明等のため、処分未執行となっている事案については、処分決定の順に整理保管すること。

(3) 処分執行の留意事項

ア 被処分者又はこれに代わるべき者の立会い

処分執行は、被処分者又はこれに代わるべき代理人等の立会いを得て、これを行うことを原則とする。この場合において、被処分者が法人のときは、必ずしも法人の代表者を立ち会わせることを要しないが、処分車両の属する営業所の長等処分車両の運行について責任を有する者を立ち会わせること。

イ 被処分者等が立会い等を拒否する場合の取扱い

(ア) 被処分者等が処分執行への立会いを拒否し、使用制限書の受領を拒否するなどの場合は、被処分者等を説得して、処分執行を行うこととする。この場合において、被処分者等があくまでも処分執行手続に応じないときは、使用制限書を被処分者の自宅郵便受けに投函するなど社会通念上被処分者の支配下に入ったと認められる状態にした上、対象車両に運転禁止標章をはり付けることによって、処分執行を行うものとする。

(イ) 被処分者等が立会い等を拒否する場合における処分執行に当たっては、特に、次の事項に留意すること。

a 対象車両が被処分者の駐車場等車両の運行を制限しても違法迷惑にならない場所に所在しているときに、処分執行を行うこと。

b 被処分者等に対し、車両に運転禁止標章をはり付けること及び使用制限期間中に当該車両を運行し、又は運転禁止標章を取り除くとそれぞれ罰則により処罰の対象になることを口頭で告げること。

c 処分執行の状況については、確実に記録しておくこと。

ウ 使用制限の履行確認

署長は、処分執行後におけるその履行を確保するため、定期的に被処分自動車及び標章のはり付け状況について確認するものとする。

8 運転禁止標章の除去

(1) 除去者

運転禁止標章の除去申請の受理及び除去に関する事務については、当該申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する署長が行うこととする。

(2) 標章除去申請受理

ア 署長は、法第75条第10項（法第75条の2第3項において準用する場合を含む。）及び法規則第9条の16に規定する運転禁止標章の除去申請があった場合は、当該事情、申請人の資格等を確認し、法規則第9条の16に規定する書類を添えて交通指導課長に送付するものとする。

イ 前記アの送付を受けた交通指導課長は、当該事案の内容を審査し、申請が適正であると認められる場合は、公安委員会に報告の上、運転禁止標章の除去の手続を行うものとする。

(3) 標章除去決定通知書の作成

交通指導課長は、公安委員会が運転禁止標章除去を決定した場合は、標章除去決定通知書（細則別記様式第23の7）を作成するものとする。

#### (4) 運転禁止標章の除去

ア 運転禁止標章の除去の指示は、標章除去執行指示書（別記様式第8号）により行うものとする。この場合において、交通指導課長は、標章除去決定通知書を署長に送付するものとする。

イ 前記アの指示を受けた署長は、運転禁止標章の取り除きを行う場合は、申請人に標章除去決定通知書を交付し、同人の立会いを得た上で、当該運転禁止標章を取り除くものとする。

ウ 処分期間が経過した場合における被処分車両にはり付けられた運転禁止標章の除去は、原則として、処分を執行した署長が行うものとする。ただし、被処分者が十分に反省しており、処分期間終了後に被処分者自身に運転禁止標章を取り除かせることとしても、当該被処分者が命令を遵守すると見込まれる場合は、当該被処分者自身に運転禁止標章を取り除かせることとしても差し支えない。

エ 署長は、運転禁止標章の除去を行う場合は、車両の使用制限書の月日を確認し、被処分者の立会いを得た上で、これを行うものとする。

オ 処分期間終了前に運転禁止標章が破損等され、又は取り除かれた場合は、法第75条第11項違反として積極的に捜査し、検挙の措置を講じること。

#### (5) 運転禁止標章除去の結果報告

署長は、運転禁止標章を除去したときは、標章除去結果報告書（別記様式第9号）により、交通指導課長を経て本部長に報告するものとする。

#### 9 処分についての警察庁への報告

交通指導課長は、処分が決定された場合及び処分執行が行われた場合は、その旨及び処分の内容を放置駐車違反管理システムにより警察庁に報告するものとする。

#### 10 処分の実効性確保のための措置及び命令違反事件の検挙

##### (1) 処分執行時の措置

署長は、処分執行をする場合は、運転禁止標章のはり付け状況及び対象車両の走行距離計の走行距離数を写真撮影等により記録し、処分期間中及び処分期間終了時に、必要に応じて、運転禁止標章のはり付け状況及び走行距離数に変化がないかどうかの確認ができるようにすること。

##### (2) 命令違反事件の積極的な検挙

ア 対象車両が処分期間中に運転されているのが現認された場合、処分執行時と走行距離数に変化が見られる場合等命令違反が疑われる場合は、現行犯逮捕等の措置も含め、積極的に捜査し、検挙の措置を講じること。

イ 命令違反の主体となるのは被処分者である車両の使用人であるが、法第123条の規定により、当該使用者の代理人、使用人その他の従業者が当該自動車運転代行業者の業務に関して対象車両を運転し、又は運転させた場合は、その行為者も処罰の対象となることに留意すること。

#### 第4 読替え後の道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限の運用基準等

読替え後の道路交通法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限の運用基準等については、第2及び第3（4を除く。）の規定を準用する。この場合において、「法」とあるのは「読替え後の道路交通法」と、「使用者」とあるのは「使用者である自動車運転代行業者」と、「基準日」とあるのは「基準日（随伴用自動車の違反に係るものを除く。）」と、「使用の本拠」とあるのは「使用者である自動車運転代行業者の主たる営業所」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、別表第2のとおりとする。

別表及び別記様式省略